

令和5年知多北部広域連合議会第1回定例会会議録目次

2月22日

会議録署名議員の指名	4
会期について	5
例月出納検査結果報告（7月分～12月分）	5
令和4年度定期監査結果報告	5
知多北部広域連合職員の再任用に関する条例の廃止について	5
知多北部広域連合個人情報保護条例の廃止について	6
知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	7
知多北部広域連合職員の定年等に関する条例の一部改正について	8
知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について	9
知多北部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	10
知多北部広域連合個人情報の保護に関する条例の制定について	11
令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	12
令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	13
令和5年度知多北部広域連合一般会計予算	15
令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	17
知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	19

知多北部広域連合議会会議録（第79号）

1 招集年月日

令和5年2月22日（水） 午前9時30分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター（2階）講義室（議場）

3 応招議員（16人）

1番	加藤菊信	2番	佐藤友昭
3番	中村義幸	4番	秋葉みどり
5番	早川高光	6番	野北孝治
7番	森山守	8番	国本礼子
9番	勝崎泰生	10番	藤井貴範
11番	伊藤清一郎	12番	林正則
13番	山下享司	14番	向山恭憲
15番	水野久子	16番	米村佳代子

4 不応招議員

なし

5 開閉の日時

開会 令和5年2月22日 午前 9時30分

閉会 令和5年2月22日 午前10時24分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

なし

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事務局長 古川 貴 浩 書 記 笠 木 綾 子

9 説明のため議場に出席した者

広域連合長	花 田 勝 重	副広域連合長	岡 村 秀 人
副広域連合長	宮 島 壽 男	副広域連合長	神 谷 明 彦
選任副広域 連 合 長	星 川 功	会計管理者	吉 田 幸 尚
事務局長	横 井 誠	総務課長	伊 藤 孝 英
事業課長	三ツ矢 誠	事業課長補佐	高 島 千 晴
事業課長補佐 兼認定係長	岡 本 章 良		

〈関係市町〉

東 海 市 健康福祉監	小 島 久 和	東 海 市 高齢者支援課長	徳 永 龍 信
大 府 市 福祉部長	猪 飼 健 祐	大 府 市 高齢障がい支援課長	小 島 紳 也
知 多 市 福祉子ども部長	花 井 佳 世	知 多 市 長 寿 課 長	松 田 朋 子
東 浦 町 健康福祉部長	鈴 木 貴 雄	東 浦 町 ふくし課長	内 田 由 紀 子

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	報告 1	例月出納検査結果報告（7月分～12月分）	
4	〃 2	令和4年度定期監査結果報告	
5	議案 1	知多北部広域連合職員の再任用に関する条例の廃止について	
6	〃 2	知多北部広域連合個人情報保護条例の廃止について	
7	〃 3	知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	
8	〃 4	知多北部広域連合職員の定年等に関する条例の一部改正について	
9	〃 5	知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について	
10	〃 6	知多北部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	
11	〃 7	知多北部広域連合個人情報の保護に関する条例の制定について	
12	〃 8	令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）	
13	〃 9	令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	
14	〃 10	令和5年度知多北部広域連合一般会計予算	
15	〃 11	令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算	
16	議員提出 議案 1	知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(2月22日 午前9時30分 開会)

議長（加藤菊信）

皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員は16人で、定足数に達しております。

ただいまから令和5年知多北部広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

議長（加藤菊信）

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長（花田勝重）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、広域連合議会の第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、第8期事業計画に沿って、おおむね円滑に介護保険制度の運営をすることができておりますことは、議員の皆様のご格別の御支援と住民の皆様のご御理解のたまものと、この場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて、今回の定例会におきましては、職員の再任用に関する条例の廃止をはじめとした7件の条例案のほか、補正予算、令和5年度予算について議案を提出させていただいております。

議案の内容等につきましては後ほど御説明いたしますが、何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより会議に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、15番水野久子議員、16番米村佳代子議員を指名いたします。

議長（加藤菊信）

日程第2、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（7月分～12月分）」及び日程第4、報告第2号「令和4年度定期監査結果報告」を一括議題といたします。

本2件は、監査委員から議長宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（7月分～12月分）」及び日程第4、報告第2号「令和4年度定期監査結果報告」を終わります。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第5、議案第1号「知多北部広域連合職員の再任用に関する条例の廃止について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第1号「知多北部広域連合職員の再任用に関する条例の廃止について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、現在の再任用制度が終了するため廃止するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「知多北部広域連合職員の再任用に関する条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第6、議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の廃止について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の廃止について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、知多北部広域連合の機関における個人情報の保護について、同法が直接適用されることになるため、廃止するものでございます。

附則第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、職員の義務等を従前の例によることとしたものでございます。

第3項は、施行日前に開示請求等がされた場合に、従前の例によることとしたものでございます。

第4項は、施行日前の審査請求を従前の例によることとしたものでございます。

第5項は、前項の審査請求等に関し、必要な経過措置は広域連合長が定めることとしたものでございます。

第6項は、審議会の委員の任期を施行日の前日までとしたものでございます。

第7項は、元委員の義務を従前の例によることとしたものでございます。

第8項は、施行前にした行為などに対する罰則の適用について、従前の例によることとし

たものでございます。

第9項は、施行前に保有していた保有個人情報について、条例の施行後に提供したときの罰則について規定したものでございます。

第10項は、施行前に保有していた保有個人情報について、条例の施行後に提供等したときの罰則について規定したものでございます。

第11項は、附則第2項から前項までに定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとしたものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「知多北部広域連合個人情報保護条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第7、議案第3号「知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第3号「知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、国及び愛知県に準じてサービスの宣誓方法を変更するため、改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第2条の改正は、サービスの宣誓の実施方法を、これまでの面前での署名から提出することに

変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「知多北部広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第8、議案第4号「知多北部広域連合職員の定年等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第4号「知多北部広域連合職員の定年等に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を変更するため改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第1条の改正は、引用条項を変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「知多北部広域連合職員の定年等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第9、議案第5号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第5号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、新個人情報保護制度に準じて、行政文書の開示請求に係る開示決定等の期限の起算日等の整備等をするため改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第2条の改正は字句の整理、第7条の改正は不開示情報の整備で、法に合わせて整備するものでございます。

3ページにまいりまして、第8条の改正は引用条項の変更、第9条の改正は不開示情報に係る例外の削除で、第7条第1号を削除したことに伴うもの、第12条の改正は開示決定等の期限の起算日の変更で、新個人情報保護制度に準じて、開示決定等の期限の起算日を開示請求があった日の翌日から起算するもの、第13条の改正は開示決定等の期限の特例の起算日の変更等で、第12条と同様に、開示決定等の期限の特例の起算日を開示請求があった日の翌日から起算するものでございます。

4ページにまいりまして、第14条の改正は引用条項の変更、第15条の改正は字句の整理、第16条の改正は費用の負担に関する規定の整備で、写しの交付の方法による行政文書の開示を受ける者の負担する費用の額について規則で定めるものでございます。

5ページにまいりまして、第17条の改正は他の制度との調整に関する規定の整備をするも

の、附則第3項は行政文書の開示義務の特例に関する規定の削除で、第7条第1号を削除したことに伴い、削除するものでございます。

附則第1項は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するもの、第2項は条例の改正に伴う経過措置について定めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「知多北部広域連合情報公開条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第10、議案第6号「知多北部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第6号「知多北部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、地方公務員法の改正に伴い、引用条項を変更するため改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

第2条の改正は、引用条項を変更するものでございます。

附則は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「知多北部広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第11、議案第7号「知多北部広域連合個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第7号「知多北部広域連合個人情報の保護に関する条例の制定について」御説明いたします。

提案の理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法に基づき、及び同法を実施するため、広域連合の機関における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

各条について御説明いたします。

第1条は趣旨規定、第2条は本人の求めに応じた保有個人情報の閲覧に関して規定するもの、第3条は不開示情報に関する規定で、情報公開条例の規定により開示することとされているため、個人情報の開示の実施の際にも開示する情報として、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分を開示するものでございます。第4条は、開示決定等の期限に関する規定でございます。

2ページにまいりまして、第5条は開示決定等の期限の特例に関する規定、第6条は開示請求に係る手数料に関する規定で、手数料は無料とするもの、第7条は費用の負担に関する規定、第8条は審査請求に対する弁明書の写しの添付等に関する規定でございます。

3 ページにまいりまして、第9条は審査会の調査権限に関する規定、第10条は知多北部広域連合行政不服審査法施行条例の規定の読替えに関する規定で、審査請求について行政不服審査法の規定が適用される場合における知多北部広域連合行政不服審査法施行条例の規定の読替えについて規定したもの、第11条は審議会への諮問に関する規定で、個人情報の適正な取扱いをするため、専門的な知見に基づく意見が必要な場合は、知多北部広域連合個人情報保護審議会に諮問することができるもの、第12条は知多北部広域連合個人情報保護審議会に関する規定でございます。

4 ページにまいりまして、第13条は法の施行の状況の報告に関する規定でございます。附則は施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号「知多北部広域連合個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第12、議案第8号「令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第8号「令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。
今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,205万3,000円を追加し、予算の総額を40億2,188万9,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

3款県支出金、2項1目県補助金の低所得者利用者負担対策費補助金は、サービス利用者増により県負担分の追加交付を受けるため、47万7,000円増額するものでございます。

5款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、特別会計の事務費及び低所得者利用者負担対策費補助金の不足分1,157万6,000円を財政調整基金を取り崩して補うものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費の事務費繰出金は、特別会計の事務費1,141万7,000円を増額するものでございます。

3款事業費、1項1目低所得者利用者負担対策事業費の社会福祉法人利用者負担軽減補助金は、低所得者利用者負担軽減補助金で、サービス利用者増により63万6,000円増額するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号「令和4年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第13、議案第9号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第9号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,169万2,000円を増額し、補正後の予算額を253億6,325万6,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた第1号被保険者及び東日本大震災により被災した第1号被保険者に対して保険料の減免措置を実施したため、現年度分普通徴収保険料74万3,000円を減額するものでございます。

2款国庫支出金、2項1目調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免措置で、補助率10分の10の令和3年度保険料減免分14万4,000円と令和4年度保険料減免分25万9,000円及び東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置として、補助率10分の8の令和4年度上半期の保険料減免分5万円を合わせた45万3,000円を増額するものでございます。

2項4目保険者機能強化推進交付金は、国から令和4年度の内示額が通知されたことに伴い、当初予算計上分との差であります109万円を減額するもの、2項5目介護保険保険者努力支援交付金は、同じく差分39万5,000円を減額するものでございます。

2項8目介護保険災害等臨時特例補助金は、東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置として、補助率10分の2の令和4年度保険料減免分2万5,000円を計上するものでございます。

6款繰入金、1項4目事務費繰入金は、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いを受けていた者の1年後の更新申請が増加したため、1,141万7,000円を増額し、補うものでございます。

2項1目介護給付費準備基金繰入金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免措置のうち、特別調整交付金の交付が令和4年度の対象となった35万9,000円、東日本大震災により被災した被保険者の保険料の減免措置として5万円、保険者機能強化交付金の交付決定との差分109万円、介護保険保険者努力支援交付金の交付決定との差分39万5,000円、国庫支出金等過年度分の再確定に伴い生じた返還金13万1,000円を合わせた202万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10、11ページをお願いいたします。

1款総務費、3項2目認定調査等費は、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いを受けた者の認定調査等に係る手数料692万2,000円と、介護認定調査委託料449万5,000円を合わせた1,141万7,000円を増額するものでございます。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費及び2項1目一般介護予防事業費は、介護保険保険者努力支援交付金の充当先でございます。

4款保健福祉事業費、1項1目保健福祉事業費は、保険者機能強化推進交付金の充当先でございます。

12、13ページをお願いいたします。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の減免措置において、令和3年度介護保険災害等臨時特例補助金及び令和3年度特別調整交付金の交付対象者につきまして、未申請分に限り、令和4年度特別調整交付金の交付対象となったため、余剰となる14万4,000円を基金に積み立てるものでございます。

6款諸支出金、1項3目償還金は、国庫支出金等過年度分の再確定に伴い生じた返還金13万1,000円を増額するものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号「令和4年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第14、議案第10号「令和5年度知多北部広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第10号「令和5年度知多北部広域連合一般会計予算」について御説明いたします。

一般会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ40億1,965万円とするもので、前年度当初予算に対し1億8,034万円、4.7%の増でございます。

第2条は一時借入金で、地方自治法の規定による一時借入金の最高額を10億円と定めるも

ので、前年度と同額でございます。

10、11ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金38億9,303万9,000円は、前年度比1億7,847万4,000円の増でございます。

なお、負担金の内訳につきましては、右の説明欄のとおりでございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金8,195万円は、低所得者の保険料軽減に要する費用のうち2分の1を国が負担するものでございます。

3款県支出金、1項県負担金4,097万5,000円は、同じく低所得者の保険料軽減に関する県の負担分、2項県補助金115万8,000円は、社会福祉法人に対する補助制度で、生計困難者等に対して利用者負担を軽減した場合に補助するもの、3項県委託金5,000円は、生活保護法に基づく審査判定委託料で、前年度と同額でございます。

12、13ページをお願いいたします。

4款財産収入、1項財産運用収入1万円は、財政調整基金の預金利子でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金は、財政調整基金からの繰入金でございます。

6款1項繰越金は、前年度と同額でございます。

7款諸収入、1項預金利子1,000円は、歳計外現金の預金利子、2項雑入51万1,000円は、雇用保険被保険者負担金などでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

14、15ページをお願いいたします。

1款1項議会費165万5,000円は、前年度比75万5,000円の増で、隔年実施の行政視察を実施するためでございます。

2款総務費、1項総務管理費40億1,394万4,000円は、前年度比1億7,916万1,000円の増でございます。

主なものとして、1節報酬は、介護認定件数の増加に対応するため、短時間勤務会計年度任用職員報酬706万1,000円を増額するもの。

16、17ページをお願いいたします。

4節共済費は、社保加入の会計年度任用職員が共済組合に加入したため、共済組合負担金を増額するもの。

18、19ページをお願いいたします。

17節備品購入費129万3,000円は、公用車1台の買換えに伴う購入等の費用、27節繰出金は、介護保険事業特別会計への繰出金で、給付費の増加等に伴い1億6,014万8,000円の増でございます。

2項選挙費10万1,000円は、選挙管理委員4人分の報酬等でございます。

20、21ページをお願いいたします。

3項監査委員費20万4,000円は、監査委員2人分の報酬等、3款事業費、1項介護保険円滑実施特別対策事業費154万6,000円は、主に社会福祉法人利用者負担軽減補助金でございます。

4款公債費及び5款予備費は、前年度と同額でございます。
以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号「令和5年度知多北部広域連合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第15、議案第11号「令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（横井 誠）

ただいま上程になりました議案第11号「令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」について御説明いたします。

介護保険事業特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は歳入歳出予算で、総額を歳入歳出それぞれ257億8,429万円とするもので、前年度当初予算に対し11億7,614万円、4.8%の増でございます。

第2条は歳出予算の流用で、地方自治法の規定により、流用することができる場合を定めるものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料57億3,164万8,000円は、65歳以上の保険料で、被保険者の増により前年度比1,951万1,000円の増でございます。

2款国庫支出金、1項国庫負担金43億4,442万4,000円は、介護給付費の伸びにより、前年

度比 2 億662万2,000円の増でございます。

2 項国庫補助金は 9 億7,865万4,000円で、前年度比 1 億2,065万7,000円の増でございます。
12、13ページをお願いいたします。

3 款 1 項支払基金交付金66億8,878万1,000円は、40歳から64歳までの保険料として交付を受けるものでございます。

4 款県支出金、1 項県負担金34億5,137万9,000円と 2 項県補助金 2 億2,124万6,000円は、同じく県の負担分、5 款財産収入74万8,000円は、介護給付費準備基金利子でございます。
14、15ページをお願いいたします。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金36億6,179万1,000円は、給付費等に係る市町負担分から低所得者への公費負担による負担軽減分までを一般会計から繰り入れる一般会計繰入金、2 項基金繰入金 7 億160万8,000円は、1 款保険料収入の不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

7 款繰越金は、前年度繰越金として200万円の計上でございます。

16、17ページをお願いいたします。

8 款諸収入は、保険料の延滞金などで201万1,000円の計上でございます。

18、19ページをお願いいたします。

続きまして、歳出を御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費 1 億1,191万円は、前年度比405万9,000円の増でございます。主なものとして、12節委託料は、令和 6 年度の介護保険法改正等に対応するための介護保険システムの改修等でございます。

2 項徴収費143万9,000円は、保険料の口座振替やコンビニエンスストア収納が増加傾向であるため、5 万円の増でございます。

20、21ページをお願いいたします。

3 項介護認定審査会費 1 億5,801万2,000円は、暦の関係で認定審査会の開催数が増え、45 万4,000円の増でございます。

4 項趣旨普及費267万1,000円は、介護保険料制度全般の説明用パンフレット作成等でございます。

22、23ページをお願いいたします。

5 項事業計画推進委員会費493万4,000円は、第 9 期介護保険事業計画策定に当たり、委員会開催数の増や計画書の製本を含む介護保険事業計画策定支援委託を行うため434万8,000円の増であります。

2 款保険給付費は、要介護、要支援と認定された被保険者への保険給付費で、1 項介護サービス等諸費から、26、27ページまで飛びまして、7 項特定入所者介護サービス等費までの合計239億8,945万円は、給付費の過去の実績と推移、高齢者人口、利用者数の伸びから見込み、前年度比11億3,105万4,000円の増でございます。

28、29ページをお願いいたします。

3 款地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、要支援と認定された被保険者等への保険給付費で、1 項介護予防・生活支援サービス事業費 6 億8,781万6,000円、2 項一

般介護予防事業費9,715万1,000円、30、31ページに移りまして、3項包括的支援事業・任意事業費6億2,919万円は、高齢者相談支援センターの体制強化を図るもので1,770万8,000円の増、32、33ページに移りまして、4項その他諸費までの合計14億1,536万6,000円は、給付費の過去の実績と推移、高齢者人口、利用者数の伸びなどを見込み、3,707万円の増でございます。

4款保健福祉事業費9,295万円は、関係市町における高齢者の介護予防等事業の推進を図るため、保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金相当額を保健福祉事業支援交付金として市町に交付するものでございます。

5款基金積立金は、介護給付費準備基金の利子、6款諸支出金は、過年度分保険料還付などに対応する分、7款予備費は、前年度と同額でございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号「令和5年度知多北部広域連合介護保険事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

続きまして、日程第16、議員提出議案第1号「知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

16番（米村佳代子）

議長の御指名がございましたので、ただいま上程になりました日程第16、議員提出議案第1号「知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

提案理由といたしましては、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するため制定するものでございます。

内容につきましては、2枚目を御覧ください。

まず、目次についてですが、本条例案は全6章から成っており、第1章は総則について、第2章は個人情報等の取扱いについて、第3章は個人情報ファイルについて、第4章は開示、訂正及び利用停止について、第5章は雑則について、第6章は罰則について、それぞれ定めるものでございます。

第1条は、本条例の目的について定めるもので、第2条は、用語の定義です。

4ページをお願いします。

第3条は、議会の責務について定めるものです。

第4条は、個人情報の保有の制限等について定めるもので、8ページをお願いします。以下、第16条までは、個人情報の取扱い等に関する規定です。

9ページをお願いします。

第17条は、個人情報ファイル簿について定めるものです。

10ページをお願いします。

第18条から、20ページをお願いします。第43条までは、議会が保有する個人情報に対する開示、訂正及び利用停止の請求について定めるものです。

第44条から、21ページをお願いします。第46条までは、開示決定に対する審査請求について定めるものです。このうち第45条は、審査請求があった場合に、知多北部広域連合行政不服審査会に諮問すべきことを定めております。

22ページをお願いします。

第47条から第52条までは雑則で、適用除外等について定めるものです。このうち第50条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、知多北部広域連合個人情報保護審議会に諮問することができることとするものです。

第53条から、23ページをお願いします。第57条までは罰則で、新個人情報保護法に規定されているものとほぼ同等の内容を定めるものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

本案は、議会運営委員会の協議を経て、ここに御提案申し上げるものでございますので、よろしく御審議の上、議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（加藤菊信）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号「知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

議長（加藤菊信）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長（花田勝重）

議長のお許しを得ましたので、知多北部広域連合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の定例会におきまして提出させていただきました議案につきまして、いずれも原案どおり御議決賜りましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

介護保険制度の運営につきましては、議員の皆様の格別の御指導、御協力をいただきながら、広域的運営の長所を生かし、住民の皆様にとりまして、よりよい介護保険制度となるよう、引き続き職員一同努力してまいります。

来年度は、第8期事業計画の最後の年であるとともに、新しい第9期事業計画の策定の年でもございます。議員の皆様におかれましては、これまでと同様、格別の御指導、御協力をお願いする次第でございます。

まだまだ寒い日が続くかと思っておりますので、十分にお体に御留意くださるようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（加藤菊信）

以上をもちまして、令和5年知多北部広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

(2月22日 午前10時24分 閉会)

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 (1番) 加 藤 菊 信

議 員 (15番) 水 野 久 子

議 員 (16番) 米 村 佳代子